

農地転用許可申請 添付書類

	書類の種類	必要部数	備 考
<input type="checkbox"/>	委任状	原本1部 コピー1部以上	<ul style="list-style-type: none"> ・書類作成は、本人もしくは行政書士が行う(行政書士法第1条の3) ・行政書士が書類作成等手続きを行う場合 ・本人以外の者が提出や受取りをされる場合□ ・様式は任意だが、委任者の氏名、住所、捺印と土地の記名が必須□
<input checked="" type="checkbox"/>	土地登記事項証明書	原本1部 コピー1部以上	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日が申請日から3か月以内のもの ・記載されている所有者の住所が現住所と異なる場合は、現住所に至るまでの異動の過程を明確にするために、住民票や戸籍の附票、地番変更の証明などを添付する(いずれも原本1部、コピー1部以上) ※登記情報提供サービスのプリントアウトは不可
<input checked="" type="checkbox"/>	案内図	3部 (コピーで可)	<ul style="list-style-type: none"> ・おおよそ、1/3,000程度のもの(都市計画図、住宅地図など) ・申請地を赤線で囲む、またはマーカーペンで塗るなどし、明示する
<input checked="" type="checkbox"/>	地番表示図 (公図等)	3部 (コピーで可)	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局の公図、または刈谷市役所税務課の土地整理図 ・申請地を赤線で囲む、またはマーカーペンで塗るなどし、明示する ・申請地及び隣接地の地番・地目を図面上に直接記入する(※)
<input checked="" type="checkbox"/>	土地利用計画図 (建物配置図)	2部以上	<ul style="list-style-type: none"> ・排水経路を赤線で明記 ・建物がある場合は、建物の位置を表示し、建築面積を記入
<input type="checkbox"/>	造成計画図	2部以上	<ul style="list-style-type: none"> ・50cm以上の切土や盛土を要する場合に添付
<input type="checkbox"/>	事業計画書	2部以上	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者(受人)が、申請面積1,000㎡を超える事業を行う場合に添付
<input type="checkbox"/>	農地復元計画書	原本1部 コピー1部以上	<ul style="list-style-type: none"> ・一時転用の場合に添付
<input type="checkbox"/>	法人登記事項証明書	原本1部 コピー1部以上	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者(受人)が法人である場合に添付
<input type="checkbox"/>	定款	2部以上 (コピーで可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者(受人)が法人又は団体である場合に添付
<input type="checkbox"/>	決算関係書類	2部以上 (コピーで可)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人貸借対照表、損益計算書、団体収支予算書等 ・申請者(受人)が法人または団体である場合に添付 ・申請者(受人)が個人事業主である場合は、青色申告書等を添付
<input type="checkbox"/>	残高証明書 融資証明書	原本1部 コピー1部以上	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者(受人)が個人である場合に添付 ・申請者(受人)が法人または団体で赤字等の場合は、必要に応じて添付
<input checked="" type="checkbox"/>	土地改良区意見書	原本1部 コピー1部以上	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地が受益地に該当する土地改良区から発行されたもの
<input type="checkbox"/>	排水承諾書	2部以上 (コピーで可)	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が500㎡を超える場合もしくは汚水排水が生じる場合に添付
<input type="checkbox"/>	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・個々の案件に応じて、他法令の関係上、若しくは転用事業の実現の具体性を判断するため、あるいはその他の理由により、上記以外の書類等が必要となる場合があります

※直接に隣接している土地の登記地目、または現況地目が農地である場合は、申請書に隣地土地所有者が転用行為に承諾した旨の記載が必要です。